

公益社団法人 日本俳優協会
著作隣接権・肖像権料等分配規程

(目的)

第1条 本規程は、本法人の「定款」第4条5号、および「著作隣接権の処理に関する規約」（以下、「規約」という）に基づき、本法人が受領した著作隣接権及び肖像権の使用料等を当該権利者に分配する方法等の詳細を定めることを目的とする。

(分配対象者)

第2条 「規約」第2条に基づき、本法人に権利行使を委任した会員および会員以外の権利者（以下、「委任権利者」という）は、同第3条により、本法人が権利行使して受領した著作隣接権及び肖像権の使用料、報酬、補償金等（以下、「使用料等」という）の分配を受ける権利を有する。

(分配対象使用料等)

第3条 分配の対象となる使用料等は、前条の委任権利者が出演した放送番組や記録録音録画物または写真等の利用に際し、本法人が権利行使して許諾した上で、その対価として利用者から受領した金員とする。

(分配時期)

第4条 本法人は、前条により利用者から受領した使用料等のうち、1月1日から12月31日までに払い込まれた使用料等を、翌年の3月中に分配する。

2 前項の分配時期は、やむを得ない理由があったときは、理事会の承認を得て、変更することができる。

(分配資料)

第5条 分配に際しては、利用者から本法人に提出された申請書類を基本資料として、その他の参考資料を参照して、分配対象となる委任権利者を確定する。

2 前項の資料は、一定期間、本法人事務局に保管し、委任権利者等から正当な理由を告知して請求があったときは、閲覧に供しなければならない。

(分配金受領者の確定)

第6条 使用料等の分配を受ける委任権利者を確定する基準日は、毎年2月28日とする。

2 前項により確定した分配対象者ごとの分配金の額を集計した結果、分配対象者の受領する額が1,001円を超える者を分配金受領者と確定し、その旨を通知する。

(分配金額の算出方法)

第7条 分配対象者への分配金の額は、以下の方法により算出する。

1. 分配対象著作物ごとの使用料等に、当該著作物に出演した委任権利者が分配確定日に保有する「持ち点」を乗じて算出する。委任権利者ごとの「持ち点」は、以下の方式で算出する。

(1) 基礎点数 歌舞伎名題・新派幹部およびこれに準ずる者 200点
歌舞伎名題下・新派青年部・これに準ずる者 100点

(2) 経験加算点数 会費のランクごとに定められた下記の料率と在籍年数の相乗により算出。

会費ランク料率A 1/4
B 1/5

- C 1/6
D 1/7
E 1/8
F 1/16

(3) 計算式 基礎点数 + 在籍年数 × 2 × 会費ランク料率
2. 会員等の委任権利者が死亡、退会等により本法人員の資格を喪失したときは、その時点で前項の「持ち点」を固定する。

(協力費など)

第8条 本法人は、使用料等の受領に当たり、第三者の協力を得た場合は、これに対し協力費、手数料などを支払うことができる。

(分配手数料)

第9条 本法人は、分配に際し、前条により算出した分配金の30%を手数料として控除する。

(源泉徴収税の控除)

第10条 本法人は、分配に際し、必要に応じて税法に定められた源泉徴収税を控除する。

(分配の保留)

第11条 以下の各号に該当する場合は、分配を保留し、分配を次年度に繰り越す。

1. 分配確定基準日に分配金が1000円以下の者。
2. 分配通知を郵送した結果、連絡がとれず、所在不明な者。
3. 分配資料の不備などの理由により、本法人が本条第4条に定める確定基準日までに分配対象者を確定することができない場合。

(分配資金の繰り入れ)

第12条 前条により分配を保留した分配金のうち、一定期間調査しても分配することができない場合は、3年を経た段階で、理事会の決議をもって、本法人の雑収入に繰り入れることとする。

(支払計算書等の交付及び送金)

第13条 分配に係る支払計算書等の交付は、毎年1月に分配金受領者またはその経理管理者に送付する。

(分配結果の報告)

第14条 本法人は、著作隣接権料及び肖像権料の分配を行った結果について、毎事業年度決算時に著作隣接権処理会計にて報告するものとする。

(本規程の変更)

第15条 本規程の改廃は理事会の承認を必要とする。

付則

(実施日) 本規程は、平成24年4月1日より実施される。